

第 号  
令和 年 月 日

文化庁長官 様

住 所

職・氏名

㊞

国指定史跡・名勝・天然記念物現状変更許可申請書

下記のとおり現状変更したいので、ご許可くださるよう文化財保護法第 125 条第 1 項により申請します。

記

1. 史跡、名勝、天然記念物の別及び名称

名勝佐渡海府海岸

2. 指定年月日

昭和 9 年 5 月 1 日

3. 名勝の所在地

新潟県佐渡市下相川字濱方 370 番地ノ 4 高千字名郷 1329 番地ノ 1 間及小田字田ノ下 221 番鷺崎字砂子 382 番地ノ子間各沿道（縣道）ヨリ海岸ニ至ル間（但シ下相川字濱方 322 番、北立島字マン田濱 1039 番ノ 2、北片辺字前平 1033 番及北鶴島字家ノ本 554 番ヲ除ク）竝右各地先朔望満潮線ヨリ 2000 メートル以内ノ海面、岩礁

4. 所有者の住所、氏名又は名称

5. 権原に基づく占有者がある場合は、その住所、氏名又は名称

6. 管理団体がある場合は、その住所、氏名又は名称

新潟県佐渡市千種 2 3 2 番地 佐渡市長 渡辺 竜五

7. 管理責任者がある場合は、その住所、氏名又は名称

なし

8. 許可申請者の住所、氏名又は名称

9. 現状変更を必要とする理由

10. 現状変更の内容及び実施の方法
11. 現状変更によって生ずる物件の滅失、き損、景観の変化、影響等
12. 現状変更の着手及び終了の予定時期
13. 現状変更に係る地域の地名、地番
14. 工事施工者の住所、氏名又は事務所の所在地、代表者の氏名
15. その他参考となるべき事項

#### 添付書類

- (1) 現状変更などの設計仕様書及び設計図
  - (2) 現状変更に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
  - (3) 現状変更に係る地域のキャビネ型写真
  - (4) 現状変更を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
  - (5) 申請者が所有者及び占有者以外の者であるときは、所有者及び占有者の承諾書
  - (6) 管理団体がある場合、申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
  - (7) 管理責任者がある場合、申請者が管理責任者以外であるときは、管理責任者の意見書
  - (8) 発掘調査の場合、申請者が発掘担当者以外であるときは、担当者の発掘担当承諾書
- ※この他にも書類が必要な場合があります。